

富士見町いじめ防止等基本方針

はじめに	1
1 いじめ防止等の対策の基本的な方向	2
(1) いじめ防止等の対策の目指す4つの方向	
2 いじめとは	2
(1) いじめの発生と発見	
(2) 見えにくいいじめ	
3 いじめ防止に向けた基本的な考え方	3
(1) いじめを未然に防ぐために	
(2) いじめを早期発見するために	
(3) いじめに適切に対応するために	
4 いじめ防止等の取組	4
(1) 町教育委員会の取組	
(2) 学校の取組	
(3) 早期発見の取組	
(4) いじめへの対応	
(5) ネット上のいじめへの対応	
(6) その他	
5 学校と家庭、地域、関係機関との連携した取組	9
(1) 保護者の役割	
(2) 地域におけるいじめ防止等の取組と連携	
(3) 関係機関・関係団体との連携	
6 いじめ発生時の町教育委員会・学校の対応	9
(1) 町教育委員会の対応	
(2) 重大事態発生時の対応	
(3) 学校の対応	
7 地方公共団体の長等による対応	12
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	
8 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
〔別表1〕いじめ発生時における対応	
〔別紙2〕重大事態発生時における対応	

平成27年4月1日

富士見町教育委員会

富士見町いじめ防止等基本方針

はじめに

「いじめは、児童生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる深刻な問題であり、どの集団においても起こりうる可能性のある問題である。更に、誰もが被害者にも加害者にもなり得ると同時に、いじめを受けた子どものみならず、いじめを行った子ども、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見て見ぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達を大きく妨げる」という前提と認識に立つ必要がある。

そして、いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするためには、子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、役割と責任を自覚し、富士見町の社会全体で取り組むことが必要である。

学校では、すべての児童生徒を対象に、教職員が一人で抱え込まず、教職員全員が一致団結し、組織的な対応をすることが必要である。また、保護者、地域住民、関係機関が連携して取り組むことも大切である。

富士見町では、いじめ問題の克服に向けて、国の基本方針「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第12条に基づいた県の「いじめ防止等のための基本的な方針」を受けて、「富士見町いじめ防止等基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等の対策の基本的な方向

(1) いじめ防止等の対策の目指す4つの方向

- ①すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- ②児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- ③児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事に至る前に早期発見・早期対応に努める。
- ④いじめが起きたときは、いじめを受けた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の心情に寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続して行い、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

2 いじめとは

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

学校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行う。

いじめを受けた児童生徒の気持ちに寄り添い、些細な出来事であっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象として対応する。

(1) いじめの発生と発見

いじめの行為の代表的なものは、からかいや意地悪、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などである。これらは、行為だけを見れば好ましくはないものの、些細なこと、日常的によくあるトラブルと思われがちである。しかし、そうした些細に見える行為を、継続的にあるいは複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、精神的に追い込まれていくことがある。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートしていく危険性もある。

(2) 見えにくいいじめ

いじめは、大人の目には見えにくいように行われることが多いため、気付かず見過ごしてしまったり、気付いてもふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりすることがある。また、児童生徒の中には、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとかえっていじめがエスカレートしてしまう」と生活経験から感じている者もあり、自分からいじめを訴えないこともある。

そのため、いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼を築くよう努めなければならない。同時に、いじめを訴えやすい体制を整え、見えにくい心理的・精神的な被害を見えるようにしていくことが必要である。

3 いじめ防止に向けた基本的な考え方

いじめ問題の多くは学校で発生するため、まず、学校や教育委員会が取り組むべき教育課題である。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域住民の協力、関係機関との連携が欠かせない。児童生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人がかかわり、社会全体で児童生徒を見守っていくことがいじめ防止につながる。

(1) いじめを未然に防ぐために

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置いた“いじめの起こりにくい学校づくり”を進める。

- ①児童生徒に、「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてもよい子は一人もいない」ことや、命の尊さについて理解を促す。
- ②児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ③児童生徒間の些細なトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
- ④児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

(2) いじめを早期発見するために

学校、家庭、地域の大人が連携して児童生徒を見守り、いじめを見逃さないようにする。以下の点を大切に、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要である。

- ①「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童生徒の些細な変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知すること。
- ②学校は、定期的なアンケート調査や児童生徒個々との懇談、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにすること。
- ③相談しやすい環境をつくるために、教職員と児童生徒・保護者の信頼関係の構築を図るとともに、児童生徒が相談することの大切さに気付けるようにすること。
- ④学校は地域に開かれた学校づくりを進めること。また、町として、学校・家庭・地域住民が連携して、いじめの早期発見ができるような体制を整えること。

(3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが大切である。そのため、学校ではいじめ防止基本方針の充実を図り、関係する児童生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全教職員が共通理解をしておくことが必要である。

- ①学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせない。
- ②事案によっては、心理や福祉等の専門家、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要になる。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておくことが求められる。

4 いじめ防止等の取組

町では、教育委員会と各関係機関が連携していじめ防止等の取組を積極的に進める。また、いじめ防止等に係る財政および人的支援体制を整備し、必要な措置を講じられるよう努め、学校等においていじめ防止の取組が適切に実施できるよう支援する。

(1) 町教育委員会の取組

①富士見町いじめ対策連絡協議会

ア、富士見町では、いじめ防止等対策に関係する機関や学校との連携を図るために「富士見町いじめ対策連絡協議会」を設置する。

イ、構成員は、学校や町の教育関係者、児童福祉や人権に関する関係者、法律や医療の専門家、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者、地域住民の代表の参画を図るとともに、子どもの福祉、青少年の健全育成を担当する関係者、警察関係者等が加わるようにする。

②富士見町いじめ対策連絡協議会内容

ア、学校や地域におけるいじめの状況やいじめ防止等の取組の実施状況の把握。

イ、関係機関・関係団体等によるいじめ防止等の取組の共通理解。

ウ、県や学校の実情に即したいじめ防止等の取組への提言や評価。

エ、新たな知見や見解に基づくいじめ予防教育のあり方。

③学校に対する支援

ア、学校と地域が連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための体制や仕組みを整える等、学校や地域の実情に応じたいじめ防止等の取組を適切かつ効果的に行うように努める。

イ、町教育委員会は、設置する学校におけるいじめ防止等の取組を支援するとともに、学校と連携して積極的に推進する。

ウ、いじめが起きた場合、必要に応じて出席停止措置の活用や、児童生徒の就学校の変更や学級編制替えの検討等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(2) 学校の取組

学校は、「いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「いじめ防止基本方針」という）を基に、校長の強力なリーダーシップのもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を核に、教職員が共通理解した上で、保護者の協力を得たり、学校の設置者や関係機関等と連携したりして、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進する。

①いじめ防止基本方針の策定

ア、学校は、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組を「いじめ防止基本方針」として定める。

イ、「いじめ防止基本方針」は、保護者に周知したりする事や、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。

ウ、「いじめ防止基本方針」に定めたいじめ防止等の取組が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うようにする。

エ、学校の実情に即したいじめ防止等の取組を円滑に進め、より実効性あるものにするために、策定や見直しにあたっては、保護者や地域住民、児童生徒の意見を取り入れていく。

②学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

ア、学校は、複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめ防止等のための組織」を核に、いじめ防止に向け下記の取組を実効的に行う。

- ・学校の実情に即したいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- ・学校の実情に即したいじめ防止基本方針のPDCAサイクルでの検証、必要に応じて見直し。
- ・児童生徒、教職員、保護者等のいじめ相談・通報の窓口の設置。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、教職員

の情報共有。

イ、事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図る。

③未然防止の取組

ア、学校では、すべての児童生徒を対象に、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にする態度を養う。

イ、児童生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育む。

④いじめの起きにくい学校、学級づくり

ア、日々の授業の充実

- ・三観点（ねらい、めりはり、見とどけ）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。
- ・「学習の約束」等、授業のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- ・道徳において、思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正公平、よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるような学習の工夫。

イ、児童生徒が主体的に取り組む活動の位置付け

- ・相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考え方を伝えたりすることができるコミュニケーション活動の充実。
- ・児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力し合う事の大切さに気付き、達成感を味わえる活動の設定。

ウ、体験活動の充実

- ・児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫。
- ・多様な価値観を認めあったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域住民と連携した行事の工夫。

エ、教職員の研修

- ・教師自身の人権感覚を高めるための研修とそれを基にした教育活動の展開。
- ・いじめ防止等に係る教員のスキルアップを図る研修、子ども理解研修等の実施。

⑤「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

ア、「いじめは絶対に許さない」という学校の基本姿勢及びいじめ防止等に関する学校の考えや取組等、保護者・地域への発信やPTA会合・地区懇談会等での周知。

イ、人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置付け。

ウ、保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定。

⑥児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用

ア、児童生徒の手による「自他の人権を守り大切にしようとする活動」、「自尊感情を高めコミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動」、「情報機器の使用に関する申し合わせづくり」等の活動への支援。

(3) 早期発見の取組

学校の教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努める。また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、「いじめの防止等の対策のための組織」をはじめとする校内組織で情報を共有し、複数で判断する。

①日常活動を通した早期発見

ア、児童生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
イ、日記や生活記録を通した対話による児童生徒の気持ちの変化の把握。
ウ、学年会や教科会での情報交換。
エ、相談箱設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

②相談体制の充実

ア、児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や、人権窓口等の周知。
イ、相談室への教職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫。
ウ、スクールカウンセラーの積極的な活用。
エ、教育相談日や相談の時間の設定等による、計画的な相談実施。
オ、校内の「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした確実な情報共有。

③アンケートやチェックリストの活用

ア、アンケートによる児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握、面談の実施。
イ、児童生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
ウ、チェックリスト等を用いた学級経営の点検。

(4) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保した上で、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応をする。そのため、全教職員が組織的対応の仕方を共通理解しておく必要がある。

①見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にした共通理解。

②支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定。

③全体像の把握（事実確認）

ア、いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聞き取り、事実関係やいじめの構造の整理、保護者との連携等のポイントの共通理解等。

④いじめを受けた児童生徒、保護者への支援

ア、必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくり等。

⑤いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

ア、事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかかわりの継続等。

⑥いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解。

⑦学校の設置者（教育委員会）への報告、保護者への連絡と連携した支援・指導。

⑧必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築。

（５）ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉棄損、人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は研修を行う等して、情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対するマニュアルを整備することが必要である。

①未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。

②児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。

③不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

（６）その他

①教員が児童生徒と向き合う時間の確保

ア、学校では教員が児童生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努める。

②学校評価や教員評価の取り扱い

ア、学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。

イ、教員評価で、いじめ問題を取り扱うに当たっては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

5 学校と家庭、地域、関係機関の連携した取組

いじめ防止等は、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関、関係団体とが連携して様々な取組を工夫することが有効である。

(1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間環境の中で、子どもに思いやりの心や規範意識、正義感等を育む。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめを受ける側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支える。

- ② 日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
- ② 子どもと共に過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努める。
- ③ 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルール策定など、家庭におけるルールづくりに努める。
- ④ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、日頃から学校とコミュニケーションをとるように心がける。

(2) 地域におけるいじめ防止等の取組と連携

- ① P T A活動によるいじめ防止等の取組の推進。
- ② 地域の人材の学校教育活動への参画。また、児童生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取り組みの学校教育計画への位置付け。
- ③ 公民館活動や青少年健全育成事業への児童生徒の積極的な参加。
- ④ 学校と児童クラブ等が連携した児童生徒の状況把握。
- ⑤ 地区懇談会での地域における児童生徒の状況の把握。

(3) 関係機関・関係団体との連携

- ① 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との情報交換等日常的な連携。
- ② 外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。

6 いじめ発生時の町教育委員会・学校の対応

(1) 町教育委員会の対応

いじめが起きた場合には、〔別表 1〕を基本として「**いじめ対策会議**」を開き、「相談・いじめの概況報告」をもとに事実関係の確認をし、事態の緊急度の判断をするとともに、支援方針を確立して対応の充実を図る。また、必要に応じて個別のケース会議を開き対応する。

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

○児童生徒が自死を企図した場合 ○心身に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間 30 日を目安とする。

ただし、一定期間連続して欠席しているような場合等は迅速に報告、調査。

* その他、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

（２）重大事態発生時の対応

重大事態発生の際には、〔別表 2〕を基本として、学校、保護者、教育委員会、医師、弁護士、心理や福祉の専門的知識を有するもの、警察関係者、その他の関係者により構成される「**重大事態対策会議**」を開き、問題解決を図るべく対応する。なお、必要に応じて出席停止措置の活用や、児童生徒の就学校の変更や学級編制替えの検討等いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

①重大事態の調査

ア、町教育委員会は教育委員会内に、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

イ、調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性、中立性・客観性を確保する。

ウ、調査の実施

- ・ 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することである。
- ・ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校は調査組織による調査に全面的に協力し、事実にしっかりと向き合う。

- ・児童生徒の自死という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自死の背景調査を実施することが必要。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指す。

エ、背景調査については、「国の基本方針」の（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）および、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月1日 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

②調査結果の提供及び報告

ア、いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- ・町教育委員会は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明する。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通し等を随時連絡する。

イ、関係者の個人情報に十分配慮することが必要である。ただし、その保護を理由に説明を怠ることがないようにする。

③調査結果の報告

ア、町教育委員会は、調査結果について「重大事態発生の報告」のように報告する。

イ、その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果に添える。

④調査結果を踏まえた措置

ア、町教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援する。

(3) 学校の対応

学校は、各学校で策定した基本方針に沿って対応する。重大事態が発生した場合、町教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をする。

①事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を中核とした対応チームを組織する。

②関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援、指導を進める。

③関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築を図る。

④いじめを受けた児童生徒の安心・安全の確保を最優先する。

ア、「あなたは悪くはない」、「必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保

し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。

イ、学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。

⑤いじめた側の児童生徒への指導を継続する。

ア、いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をし、自分に行為の責任があることを自覚させ継続的に指導する。

7 地方公共団体の長等による対応

前述6（2）①の「重大事態の調査」の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うものとする。

（1）再調査

- ①地方公共団体の長等は、付属機関を設けて再調査を行う。
- ②調査する機関の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保する。
- ③従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、6（2）①の調査に並行して、町長が主催する調査を実施することもある。
- ④再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等調査結果を説明する。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

- ①公立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、地方公共団体の長は、その結果を議会に適切に報告するものとする。
- ②地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- ③「必要な措置」としては、町長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

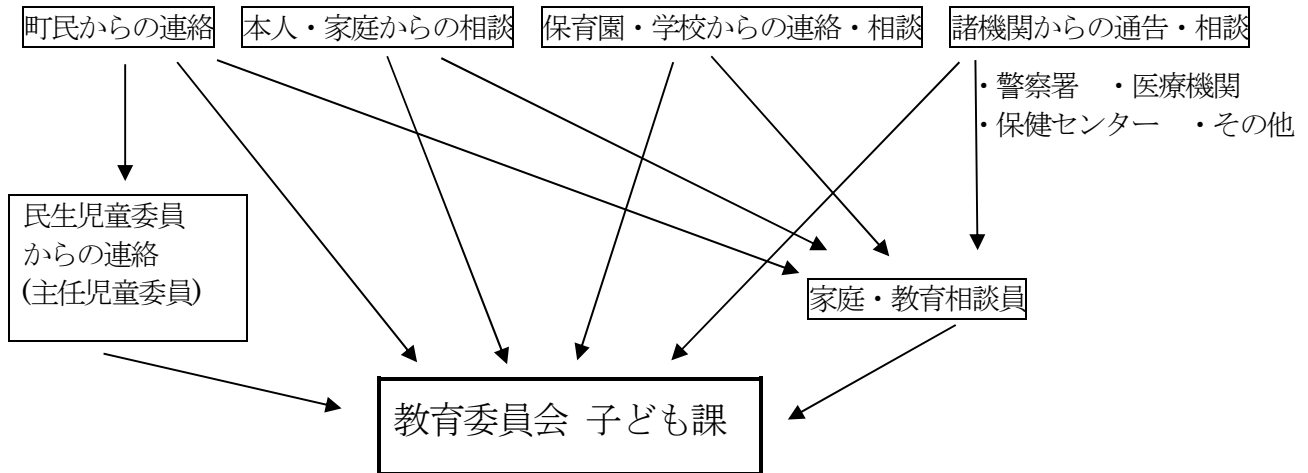
8 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

学校や地域の実情に応じたいじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針の策定状況を確認し、公表する。また、町教育委員会は学校の基本方針について策定状況を確認し、公表するものとする。

〔別表 1〕

いじめ発生時における対応

富士見町教育委員会 子ども課



総務学校教育係長 子ども支援係長、家庭・教育相談員 「いじめ概況報告書」作成
総務学校教育係、子ども支援係、学校関係者

○初期調査と安全確認

- ・いじめ関係者（当事者・傍観者）及び報告者より状況把握
- ・当面の支援方針



いじめ対策会議

◎教育長、子ども課長、総務学校教育係長、子ども支援係長

家庭・教育相談員、総務学校教育係、子ども支援係 「会議録」作成

学校関係者、事例に応じた関係者（保護者、医師、弁護士、心理・福祉の専門家、警察関係者等）

○「相談・いじめ概況報告」をもとに、事態の緊急度の判断

○事実関係の確認 ○支援方針の確立 ○担当者の役割分担



個別ケース検討会議

総務学校教育係長、子ども支援係長、家庭・教育相談員、総務学校教育係、
子ども支援係、学校関係者等 「会議録」作成

○具体的な動きに関わる支援の方向 ○通園、通学、通院に関わる支援

○モニタリング（見守り）



定期的に支援の内容・経過を確認

教育委員会



関係機関

○調査結果の報告

○調査結果を踏まえた支援

〔別表 2〕

重大事態発生時における対応

富士見町教育委員会 子ども課

